

移動支援事業の支給決定基準

【ガイドライン】

適用開始日 : 平成 22 年 12 月 1 日以降の支給決定分～
改 訂 : 平成 30 年 4 月 1 日以降の支給決定分～

目 次

1. 事業の目的・内容	P1
2. 対象者および支給量	P1~3
3. 実施方法	P4
4. 基準単価等	P5
5. 利用者負担等	P5
6. 身体介護を伴う・伴わないの判断基準	P5~6
7. 移動支援事業の対象となるもの	P6~7
8. 移動支援事業として認められないもの	P7
9. 例外として認めるもの	P8
10. その他	P8

移動支援事業の支給決定基準【ガイドライン】

1. 事業の目的・内容

屋外での移動が困難な障がい者や障がい児の、移動支援事業を実施することにより、生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう支援する。

具体的には、外出時における移動の介護、外出時の移動の介護等外出時の付き添いをする。

なお、この事業は1日の範囲内で用務を終えるものとする。

※介護給付【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援】で対応できる場合には、その利用が優先される。また、通院、官公署での手続き等に係る移動の支援は居宅介護（通院等乗降介助、通院等介助、身体介護）で対応する。

2. 対象者および支給量

対象者	区分	基本支給量
障がい者（児）であって外出等に支援が必要と認められた者。	身体障がい者	30時間／月以内
	知的障がい者	
	精神障がい者	
	障がい児	

（1）身体障がい者

屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者及び全身性障がい者であって、移動支援事業の便宜を必要とする者（ただし、重度訪問介護・重度障がい者等包括支援の支給決定をされた場合を除く）

★次の3つの要件のいずれにも該当する者★

- ①屋外での移動に著しい制限がある「重度の視覚障がい者（注釈①）」または「全身性障がい者（注釈②）」、で、移動に全面的または部分的な支援を必要とする者
- ②「社会生活上必要不可欠な外出（注釈③）」及び「社会参加のための外出（注釈④）」の支援が必要と認められる者
- ③適切な介護者を得ることができない場合

<注釈>

- ①「重度の視覚障がい者」とは、身体障がい者手帳の視覚障害程度が1級もしくは2級、または同程度の状況にある者とする。
- ②「全身性障がい者」とは、身体障がい者手帳の肢体障害程度が1級に該当する者であって、両上肢及び両下肢の機能障害を有する者、又はこれに準ずる者で、立位保持をして歩行が困難であるため屋外移動について車いすを必要とする者。（下肢機能障害、体幹機能障害、移動機能障害、平行機能障害）
- ③「社会生活上必要不可欠な外出」とは、金融機関での手続き、生活必需品（食材料の購入を除く）の購入などの外出とし、通勤・通学及び営業活動等の経済活動に係る外出を除く。
- ④「社会参加のための外出」とは、福祉センター等の公共機関、スポーツ・文化施設、公園、などの外出とし、社会通念上適当でない外出を除くものとする。（通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出を除く）

<補足>

※重度訪問介護とは、障害福祉サービス（介護給付）で「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する」者で、かつ障害支援区分4以上の者に支給決定される。

※重度障がい者等包括支援とは、障害福祉サービス（介護給付）で「常時介護を要する重度の障がい者であってその介護の程度が著しく高い」者で、かつ障害支援区分6に該当する者のうち意思疎通に著しい困難を有する者に支給決定される。

(2) 知的障がい者

療育手帳の交付を受けた知的障がい者であって、移動支援事業の便宜を必要とする者。ただし、行動援護の支給決定をされた場合を除く。

★次の3つの要件のいずれにも該当する者★

- ①屋外での移動（交通や公共機関の利用等の援助）に常時支援を必要とする者
- ②「社会生活上必要不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる者
- ③適切な介護者を得ることができない場合

<補足>

※行動援護とは、障害福祉サービス（介護給付）で「知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難有し、常時介護を要する」者で、かつ障害支援区分3以上の者に支給決定される。

(3) 精神障がい者

精神障がい者手帳の1・2級の交付を受けている者であって、一人での外出が困難（漠然とした不安がある、妄想がある、交通や公共機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うのが困難など）であり、移動支援事業の便宜を必要とする者。（ただし、行動援護の支給決定をされた場合を除く）

★次の3つの要件のいずれにも該当する者★

- ①屋外での移動（交通や公共機関の利用等の援助）に常時支援を必要とする者
- ②「社会生活上必要不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる者
- ③適切な介護者を得ることができない場合。

(4) 障がい児

屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい児及び脳性まひ等全身性障がい児及び知的障がい児であって保護者が付き添うことができない場合に、移動支援事業の便宜を必要とする児童。（ただし、行動援護・重度訪問介護・重度障がい者等包括支援の支給決定をされた場合を除く）

★次の3つの要件のいずれにも該当する者★

- ①屋外での移動に著しい制限がある「重度の視覚障がい児（注釈①）」または「全身性障がい児（注釈②）」及び「知的障がい児（注釈③）」で、屋外での移動に全面的または部分的な支援を必要とする児童
- ②「社会生活上必要不可欠な外出（注釈④）」及び「社会参加のための外出（注釈⑤）」の支援が必要と認められる児童で就学前児童は除く
- ③保護者が付き添うことができない場合とする

<注釈>

- ①「重度の視覚障がい児」とは、身体障がい者手帳の視覚障害程度が1級もしくは2級、または同程度の状況にある児童とする。
- ②「全身性障がい児」とは、身体障がい者手帳の肢体障害程度が1級に該当する者であって、両上肢及び両下肢の機能障害を有する者、または同程度の状況にある児童とする。（下肢機能障害、体幹機能障害、移動機能障害、平行機能障害）
- ③「知的障がい児」とは、療育手帳の交付を受けている児童とする。
- ④「社会生活上必要不可欠な外出」とは、訓練・療育相談のための外出などとする。詳しくは、「児童における移動支援の考え方」を参考のこと。
- ⑤「社会参加のための外出」とは、福祉センター等の公共機関、スポーツ・文化施設、公園、遊園地などの外出とし、社会通念上適当でない外出を除くものとする。

〔参考〕

- ※居宅介護・放課後等デイサービス・短期入所は、（5領域10項目又は放課後等デイサービスの区分における指標等の）調査を終え支給の要否及び支給量を決定する。
- ※行動援護は、申請があった場合、12項目の調査を行い10点以上が対象となる。
- ※重度障がい者包括支援（概ね15歳以上）は、障がい者の認定調査項目80項目の調査を行い、審査会の意見を聞いたうえで支給の要否および支給量を決定する。
- ※重度訪問介護（概ね15歳以上）は、児童相談所長が利用することが適当であると認めた場合に、障がい者・児に準じて支給の要否を決定する。

児童における移動支援事業の考え方

児童に対する移動支援の支給については、「保護者が付き添うことができない児童」と規定している。疾病、出産、事故等が想定されるが、個別の事情もあることから、その理由について特に限定は設けていない。障がい起因となって生ずるニーズであるかを判断し、移動支援事業の必要性を検討する。

3. 実施方法

移動支援を必要とする利用者からの申請により基づき、町はその必要性等を勘案したうえでサービスの支給決定を行う。利用者は支給決定内容の範囲内で当町に登録された事業者と契約を行ない、事業者は要請があれば必要に応じて支援を行うというサービスである。

※移動支援の種類には【個別支援型、グループ支援型、車輛輸送型】があるが、当町においては、上記の【個別支援型、グループ支援型】（契約する事業者によっては個別支援型のみ）を実施している。

○支援内容は、「社会生活上必要不可欠な外出」または「余暇活動等社会参加のための外出」を行う際の移動中および目的地における身体介護・安全確保等である。

○移動の方法は、原則として、徒歩または公共交通機関（バス・電車・タクシー）等を利用するものです。（公共交通機関等の利用料金は、本人分および事業者分ともに別途実費負担が必要）

○事業者が車を運転している場合は、障がい者・児を介護することはできないので、その時間帯は移動支援としては認められない。

※要介護者等の輸送については、道路運送法上の登録・許可が必要です。（具体的には、介護タクシー・福祉有償運送制度がこれに該当する。）

移動支援事業の範囲および介護タクシー・福祉有償運送制度との関係

◆移動支援事業の範囲としては、外出目的の達成に係る出発地から到着地までの一連の移動の間が対象となる。具体的には次のような整理とする。

○目的地までの移動にJR・バス・一般タクシーを利用する場合			
出発地	目的地	目的地	到着地
JR等	移動介助あり	JR等	
移動支援事業（見守り部分も含む）			
出発地	目的地	目的地	到着地
JR等	移動介助なし	JR等	
移動支援事業（見守り含む）	対象外	移動支援事業（見守り含む）	
○目的地までの移動に介護タクシー・福祉有償運送制度を利用する場合			
出発地	目的地	目的地	到着地
介護タクシー等	移動介助あり	介護タクシー等	
対象外	移動支援事業（見守り含む）	対象外	

※移動の支援が20分以上の場合に、30分を最小単位として算定できる。

※一連の外出中に複数の支援場面がある場合には、支援の累計時間を算定できる。

4. 基準単価等

区 分	身体介護を伴う	身体介護を伴わない
0分～30分未満	2,540円	1,050円
30分～60分未満	4,020円	1,970円
60分～90分未満	5,840円	2,760円
90分～120分未満	6,670円	3,460円
120分～150分未満	7,500円	
150分～180分未満	8,330円	
以後30分毎	830円	700円

※上記の他、夜間・早期加算(18:00～22:00、6:00～8:00 100分の25)、深夜加算(22:00～6:00 100分の50)を設ける。

※区分の「以後30分毎」はプラス20分以上の利用実績がある場合に、プラス30分の利用実績があるものとする。

5. 利用者負担等

障害者総合支援法第19条及び同法施行令第17条で規定する負担上限額を準用する。

【利用者負担金及び負担上限月額等】

区 分	世帯の収入状況	利用者負担金	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯 【利用者本人(児童の場合は生計中心者)の収入が80万円以下】	基準単価の1割	
低所得2	市町村民税非課税世帯で 低所得1以外		
一 般	市町村民税課税世帯		

※所得を判断する際の世帯の範囲は住民基本台帳上の世帯を原則とする。

6. 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

移動支援における「身体介護を伴う場合」とは、移動支援を行う際に実際の身体介護を行ったか否かではなく、日常生活において身体介護が必要な者であって、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護サービスを提供することが想定されるかどうかによって判断するものとする。

身体介護を伴う	サービス提供の時間内で事または排せつが想定され、食事または排せつに介護者の支援が必要とする場合とする
身体介護を伴わない	サービス提供の特間内で食事または排せつが想定されるが、食事または排せつに介護者の支援を必要としない場合 ※「身体介護を伴わない場合」であっても、実際のサービス提供の際に外出先での食事の介助や車いすからの移乗等の必要な身体介護は行われる

<身体介護を伴う場合の判断基準>

○障がい者 【重度訪問介護・重度障害者等包括支援の支給決定をされた者を除く】

・国が定める「通院介助（身体介護を伴う）」の対象者の判断基準による

国が定める「通院介助（身体介護を伴う）」対象者の判断基準による

○以下のいずれにも該当する障がい者

(1) 障害支援区分が区分2以上の者

(2) 障害支援区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定される

① 1-4 『移乗』『見守り等』、「一部介助」、「全介助」

② 1-8 『歩行』『見守り等』、「一部介助」、「全介助」

③ 1-9 『移動』『見守り等』、「一部介助」、「全介助」

④ 2-4 『排尿』『見守り等』、「一部介助」、「全介助」

⑤ 2-5 『排便』『見守り等』、「一部介助」、「全介助」

○障がい児 【行動援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援の支給決定をされた児童を除く】

・障害のある児童の調査項目（放課後等デイサービスの区分における指標等）の調査を行ったうえで、障がい者の判断基準に準ずる。

7. 移動支援事業の対象となるもの

基本的には、以下の目的のために必要な支援を対象事業とする。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出

① 公的施設における諸手続き

公的施設における申請や届出、預金の引き下し等は、基本的に居宅介護サービスでの対応するが、できない場合の諸手続きに係る移動介助は移動支援事業で認められる。

※児童の場合は基本的に保護者が行う事柄であり、移動支援事業の対象外とする。

② 本人同伴による日常生活に必要な買い物等

買物（衣類・雑貨・本・食材料等の購入）

※児童については、児童単独で行うことが日常生活上において必要不可欠とは判断し難いことから対象外とする。

③ 地域行事への参加

町内会行事、女性会、こども会等行事、祭りイベントへの参加等は移動支援事業で認められる。

④ 医療機関への受診

定期的な通院でなく、突発的で診療の見込みが立つまでは移動支援事業で認められる。次回から診察があることを予測される場合は居宅介護での対応とする。

※知的障がい者・精神障がい者の定期的な通院は居宅介護での対応とする。

※児童の場合は、保護者の付き添いなしに医療機関に受診し、治療の説明を受け、治療行為を受けることは想定していないため移動支援事業の対象とならない。

⑤ その他

冠婚葬祭への出席、お見舞い、選挙等は認められる。（※原則として児童については認められない。）

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

①自己啓発や教養を高めるもの

講演会や文化教養講座等の趣味的な要素のものを含め、自分自身の教養を高めたり、見聞を広げることが目的とするものは認められる。

※学習塾のような定期的かつ長期に渡るものは認められない。

②体力増強や健康増進を図るもの

トレーニングジムやプール等、施設や器具等を利用して運動することで、健康の維持を図ったり、体力の増強を図るなど、身体を動かすことを目的とするものは認められる。

※スイミングスクールのような定期的かつ長期にわたるものは認められない。

③生活の充実・質の向上のためのもの

外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇、カラオケ、コンサート等は認められる。

8. 移動支援事業として認められないもの

①仕事、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

外出先にて収入を得ることを目的とする外出は認められない。

（例）講演会で講師をして、謝金を受け取る場合は経済活動に係る外出とみなし、移動支援事業は認められない。

②通年かつ長期にわたる外出

※通年とは1年を通じて定期的に外出支援が必要、長期とは概ね6か月を超える期間を継続する時とする。

ア 学校（保育所・幼稚園・各種養護学校・小中高大学）への通学は認められない。

イ 通所施設及び学習塾等により定期的に利用日が定められて利用を行うもので、長期にわたるものは原則認められない。

ウ 持病等による定期的な通院は認められない。

※定期的な通院は居宅介護における通院介助が優先される

9. 例外として認めるもの

①施設への通所で、通常介助をおこなっている保護者が、怪我や入院等のやむを得ない事情で介助が不可能な場合に、必要性が高いと町が認める場合に限り、例外として認める。

②地域活動支援センターへ通うことが困難な以下の利用者について認められる。

ア 身体障がい者 適切な介護者を得ることができず、障害支援区分3以上もしくは特殊車輛での移送を必要とする者

イ 知的障がい者 適切な介護者を得ることができず障害支援区分3以上の者

ウ 精神障がい者 適切な介護者を得ることができず障害支援区分3以上の者

10. その他

利用決定の際に、判断に迷うケースの場合は障害支援区分認定を受けて頂いたり、詳しく調査をする時がある。